

2025年5月13日

各位

会 社 名: 株式会社ゼンショーホールディングス

代表者名: 代表取締役会長兼社長兼CEO 小川 賢太郎

(コード番号 7550 プライム市場)

問合せ先: 最高財務責任者 執行役員 グループ財経本部長

丹羽 清彦

(TEL 03-6833-1600)

### 定款の一部変更及び第1回社債型種類株式の発行登録に関するお知らせ

株式会社ゼンショーホールディングス(以下「当社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、2025年6月27日に開催予定の第43回定時株主総会及び当社普通株主の皆さまを構成員とする種類株主総会(以下「本定時株主総会」と総称します。)に、定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)を付議することを決議し、第1回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本定款変更については、会社法第322条の規定に基づき、種類株式に係る種類株主総会の決議が必要となっており、2025年5月13日付でA種優先株主の皆さまを構成員とする種類株主総会の決議による承認が得られております。

### I. 本定款変更について

### 1. 定款変更の目的及び理由

当社は、「世界から飢餓と貧困を撲滅する」という創業当初からの企業理念を更に進化させ「人類社会の安定と発展に責任をおう」企業であり続けるために、人種・宗教・民族文化が生み出す様々な対立を乗り越え、お互いに協力し、人類全体が平和的に共生できる「食のインフラ」の構築を通じて、この責任を全うしてまいります。そのために世界中の人々に安全でおいしい食を手軽な価格で提供するという使命をもって、グローバルに事業を展開しております。安全で質の高い商品とサービスをお客様に提供するため、メニューの開発から食材の調達、製造・加工、物流、販売に至る全過程を自ら企画・設計し、一貫してコントロールするマス・マーチャンダイジング・システムを構築しながら、フード業世界一を目指してまいります。

その実現に向け、今後更なる持続的な成長を可能とする事業戦略の遂行を支えるため、資本の充実を通じた財務基盤の強化を図ることが重要であり、種類株式やハイブリッド社債を活用することで、議決権の希薄化が発生しない資本性のある資金調達を実施してまいります。このような考えのもと、主に個人投資家を対象とした「社債型種類株式」が有用な選択肢であると考え、本定時株主総会に本定款変更を付議することを決定しました。

・ 社債型種類株式は株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいたとで、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

希薄化が生じません。(株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではなく、そのような想定もありません。)

- ・ 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主の皆さまのみが有します。
- ・ 本定款変更は、発行可能株式総数(発行可能な普通株式、A種優先株式及び社債型種類株式の 合計数)の変更を行うものではありません。
- ・ 社債型種類株式を発行した際には自己資本が増加するものの、普通株式に係る ROE 等の主要な 財務指標の算出に際して生じる影響は限定的です。
- ・ 社債型種類株式は非参加型の株式であり、資本コストは発行時に決定される配当年率相当分で あるため、普通株式の公募増資よりも資本コストは低いことが想定されます。 (注)
- (注) 2025 年 5 月 13 日提出の第 1 回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している 5 パーセント以下の想定配当年率の範囲内で発行が実現した場合。なお、当該水準は、2025 年 5 月 13 日現在の市場環境等を前提としており、今後の市場環境等の変化によって、変更される可能性があります。

また、機関投資家向けのハイブリッド社債については、本日付で第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)の発行に係る訂正発行登録書を提出しております。これらにより、当社の財務戦略として、幅広い投資家からの資本性資金調達の実現を通じ、株主価値に配慮した資本拡充を図ってまいります。

つきましては、新たな種類株式である第1回社債型種類株式ないし第 10 回社債型種類株式(以下「本社債型種類株式」といいます。)の発行に向けて、定款に諸規定の追加等を行います。

### 2. 定款変更の内容

別紙1「定款変更案」をご参照ください。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 27 日 (予定)定款変更の効力発生予定日 2025 年 6 月 27 日 (予定)

### 4. 本社債型種類株式の商品性

①「社債型」種類株式としての商品性

本社債型種類株式は、当社普通株主の皆さまへの配慮として、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

そのため今後、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られたあかつきには、 普通株主の皆さまの議決権が希薄化することなく、また、普通株式による増資に比べて普通株式 に係る ROE や EPS を含む当社財務指標への影響により配慮(注)しつつ、健全な財務基盤を確保する ための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりえるものと考えています。

(注) 普通株式に係る ROE や EPS を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額よ

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及 びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。 また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて

作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

り種類株式に係る部分(種類株式払込金額及び優先配当金)を控除して計算することを 想定した場合となります。

### ②ハイブリッド社債に類似した商品性

本社債型種類株式を発行する際には格付会社(株式会社日本格付研究所)より、格付評価上の資本性の認定(資金調達額の50パーセント)を受けることができるよう、ハイブリッド社債に類似した商品性とする想定であり、主に以下のような特徴を有する設計とすることを検討しています。

### (主な特徴)

優先配当金 発行から概ね5年間は固定配当(注1)、その後は変動配当

普通株式に優先、累積型、非参加型

当社による取得条項 発行から5年後以降等に、金銭対価による取得が可能

なし

借換制限 当社が取得条項等により本社債型種類株式を取得する場

合、原則、同等以上の資本性資金調達を行う(注2)

議決権なし

普通株式への転換権

一方で、本社債型種類株式は一般的なハイブリッド社債とは異なり、発行により調達した金額は会計上も資本として計上されるほか、資本コストは発行時に決定される配当年率相当分であるため、普通株式による増資よりも資本コストを抑制できると考えられます。 (注1)

- (注1) 第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は5パーセント以下を想定しています。 なお、当該水準は、2025年5月13日現在の市場環境等を前提としており、今後の市場環境等の変化によって、変更される可能性があります。
- (注2) ハイブリッド社債の場合、借換制限によって、発行会社が期限前償還(コール)する際には、同等以上の資本性のあるハイブリッド社債等を発行することが一般的です。 そのため、当社は本社債型種類株式の取得条項の行使を行う場合等に、異なる回号の本社債型種類株式を機動的に発行することができるように、本定款変更において第 10回までの授権枠を設定しています。

### ③一般募集による発行、東京証券取引所への上場

本社債型種類株式を発行する際には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般 公募による発行を行い、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。 これにより、個人投資家の皆さまにも投資可能な商品とすることを企図しています。

### ④種類株主総会

本社債型種類株式を有する株主(以下「社債型種類株主」といいます。)は、会社法で定める 事項及び定款で定めた事項に限り、種類株主総会において決議をすることができます。本定款変

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及 びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集とは販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

更により、当社が以下の行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要することとする想定です。

- ・ 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除きます。)
- ・ 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による 承認

上記のとおり、本社債型種類株式の商品性は普通株主の皆さまに議決権の希薄化という不利益を与えるような内容ではないと考えています。また、当社はあらゆる事態に対応できるように財務戦略の柔軟性を高めることが重要であると考えていることから、資本性資金調達手法の選択肢を増やすことを目的として、本定款変更を行うことを企図しています。

### Ⅱ. 第1回社債型種類株式に係る発行登録について

当社は本日付で、下記のとおり第1回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しています。

なお、第1回社債型種類株式の発行条件及び発行総額等は、別紙2「第1回社債型種類株式発行要項(一部)」に記載されるものを除き、未定です。また、第1回社債型種類株式を含む本社債型種類株式の具体的な発行時期についても未定ですが、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られ、第1回社債型種類株式が最善の調達手法と判断した場合には、市場環境にもよるものの、第1回号の発行を最大500億円の規模で行う可能性があり、当社の資本政策に照らして、今後、当社取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任された取締役の決定(以下総称して「発行決議」といいます。)により定めます。また、第2回号以降の具体的な発行時期、内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいりますが、現時点においては第1回号と同様に最大1,000万株の範囲内で、議決権や普通株式への転換権がなく、普通株主の皆さまの議決権の希薄化が生じない商品性を想定しております。なお、第1回社債型種類株式を発行した場合、その調達資金は、グローバル展開を実現するための新規出店及びマス・マーチャンダイジング・システムの構築のための設備投資、M&A の投融資資金、借入金の返済資金、社債の償還資金等に充当する予定です。詳細については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいります。

(1) 募集有価証券の種類 第1回社債型種類株式

(2) 発行予定期間発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで(2025年5月21日~2027年5月20日)

(3) 発行予定額 500 億円を上限とします。

(4) 募集方法 一般募集

(5) 調達資金の使途

グローバル展開を実現するための新規出店及びマス・マーチャンダイジング・システムの構築のための設備投資、M&A の投融資資金、借入金の返済資金、社債の償還資金等に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及 びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。 また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて

また、この文音は木国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1953 年証券法に基づいて証券の登録を行う文は登録の代除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(6) 引受証券会社

野村證券株式会社(注)

- (注) その他の引受人に関しては未定であり、その他 の引受人が加わる場合には、発行決議において 決定されます。
- (7) その他募集に関する事項

別紙2「第1回社債型種類株式発行要項(一部)」に記 載のとおりです。

以上

### 現行定款

#### 第1条~第5条 (条文省略)

(発行可能株式総数等)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、 432,001,000株とし、普通株式の発行可能種 類株式総数は432,000,000株、A種優先株式 の発行可能種類株式総数は1,000株とする。

第7条 (条文省略)

(新 設)

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、普通株式につ いて100株、A種優先株式について1株とす る。

第9条~第12条の8 (条文省略)

### 定款変更案

### 第1条~第5条 (現行どおり)

(発行可能株式総数等)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、 432,001,000株とし、各種類の株式の発行可 能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	432,000,000株
A種優先株式	1,000株
第1回社債型種類株式	10,000,000株
第2回社債型種類株式	10,000,000株
第3回社債型種類株式	10,000,000株
第4回社債型種類株式	10,000,000株
第5回社債型種類株式	10,000,000株
第6回社債型種類株式	10,000,000株
第7回社債型種類株式	10,000,000株
第8回社債型種類株式	10,000,000株
第9回社債型種類株式	10,000,000株
第10回社債型種類株式	10,000,000株

### 第7条 (現行どおり)

(自己の社債型種類株式の取得に際しての売 主追加請求権の排除)

第7条の2 当会社が株主総会の決議によって特 定の社債型種類株式 (第1回社債型種類株式 ないし第10回社債型種類株式をいい、第1回 社債型種類株式ないし第10回社債型種類株式 のうちいずれか一つの種類の株式を意味する 場合には、「各社債型種類株式」という。) 有する株主(以下「社債型種類株主」とい う。) との合意により当該社債型種類株主の 有する社債型種類株式の全部または一部を取 得する旨を決定し、会社法第157条第1項各 号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知 する旨を決定する場合には、同法第160条第 2項および第3項の規定を適用しないものと する。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、普通株式につ いて100株、A種優先株式について1株、社 債型種類株式について100株とする。

第9条~第12条の8 (現行どおり)

: の文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資

作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びそ の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(新 設)

### 第2章の3 社債型種類株式

(社債型種類株式優先配当金)

第12条の9 当会社は、第35条の規定に従い 剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配 当の基準日の最終の株主名簿に記載または記 録された社債型種類株主または社債型種類株 式の登録株式質権者(以下、社債型種類株主 と併せて「社債型種類株主等」と総称す る。) に対し、普通株主等に先立ち、各社債 型種類株式1株につき、次に定める額の金銭 (以下「社債型種類株式優先配当金」 う。)を支払う。ただし<u>、</u> 当該期末配当の基 準日の属する事業年度に次条に定める社債型 種類株式優先期中配当金を支払ったときは、 その合計額を控除した額とする。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格 (以下に定義する。) 相当額に、 当該社債型 種類株式の発行に先立って取締役会の決議 または取締役会の決議によって委任された 取締役の決定により定める配当年率(10% を上限とする。以下「本配当年率」とい う。) を乗じて算出した額(ただし、小数部 分が生じる場合、当該小数部分について 当該社債型種類株式の発行に先立って 取締役会の決議または取締役会の決議によ って委任された取締役の決定により定め る。)

「発行価格」とは、当該社債型種類株式の 募集に際して、その発行前に決定される、 当会社に対して払い込まれる1株当たりの金 額(当該社債型種類株式の買取引受けによ る募集が行われる場合には、当該社債型種 類株式の対価として投資家が支払う1株当た りの金額)をいう。

ある事業年度に属する日を基準日として 社債型種類株主等に対して行う各社債型種類 株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の 合計額が当該事業年度に係る当該社債型種類 株式の社債型種類株式優先配当金の額に達し ないときは、その不足額について、本配当年 率を基準として当該社債型種類株式の発行に 先立って取締役会の決議または取締役会の決 議によって委任された取締役の決定により定 める算定方法による単利計算により翌事業年 度以降に累積する(以下、累積した不足額を 「社債型種類株式累積未払配当金」 社債型種類株式累積未払配当金につい

.の文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及

制助スはてんに関する口高のにのに目成されたものではありません。以真で口がは、カナコに成するかに関する口をから明正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。 また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集なは販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて 当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びそ 作成される英文目論見書が用いられます。 の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- ては、前項または次条に定める剰余金の配当 に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型 種類株式累積未払配当金の額に達するまで、 社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金 の配当を行う。
- 3. 社債型種類株主等に対しては、社債型種類 株式優先配当金の額および社債型種類株式累 積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の 配当を行わない。

### (社債型種類株式優先期中配当金)

第12条の10 当会社は、第35条の規定に従い、 期中配当基準日に期中配当をするときは、 該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に 記載または記録された社債型種類株主等に対 普通株主等に先立ち、各社債型種類株式 1株につき、各社債型種類株式の発行に先立 って取締役会の決議または取締役会の決議に よって委任された取締役の決定により定める 算定方法により決定される額の金銭(以下 「社債型種類株式優先期中配当金」とい う。) を支払う。ただし、ある事業年度に期 中配当基準日が属する社債型種類株式優先期 中配当金の合計額は、当該事業年度にその配 当の基準日が属する社債型種類株式優先配当 金の額を超えないものとする。

### (残余財産の分配)

第12条の11 当会社は、残余財産を分配すると きは、社債型種類株主等に対し、普通株主等 に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次 に定める額の金銭を支払う。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格 相当額に、当該社債型種類株式の社債型種 類株式累積未払配当金の額および残余財産 の分配が行われる日の属する事業年度の初 日から当該分配が行われる日までの期間に 係る社債型種類株式優先配当金相当額の合 計額を加えた額として、各社債型種類株式 の発行に先立って取締役会の決議または取 締役会の決議によって委任された取締役の 決定により定める算定方法により算出され る額

社債型種類株主等に対しては、前項のほ か、残余財産の分配を行わない。

(金銭を対価とする取得条項)

第12条の12 当会社は、社債型種類株式につい 各社債型種類株式の発行に先立って取締

の文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及

制助スはてんに関する口高のにのに目成されたものではありません。以真で口がは、カナコに成するかに関する口をから明正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。 また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集なは販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて 作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びそ の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

役会の決議または取締役会の決議によって委 任された取締役の決定により定める事由が生 じた場合に、取締役会の決議または取締役会 の決議によって委任された取締役の決定によ り別に定める日が到来したときは、当該社債 型種類株式の全部または一部を取得すること ができる。この場合、当会社は、当該社債型 種類株式を取得するのと引換えに、社債型種 類株主に対し、社債型種類株式1株につき、 当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格 相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類 株式累積未払配当金の額および当該取得の日 の属する事業年度の初日から当該取得の日ま での期間に係る社債型種類株式優先配当金相 当額の合計額を加えた額として、各社債型種 類株式の発行に先立って取締役会の決議また は取締役会の決議によって委任された取締役 の決定により定める算定方法により算出され <u>る額の金銭を交付する。社債型種類株式の一</u> 部を取得するときは、取締役会または取締役 会の決議によって委任された取締役が定める 合理的な方法によって、社債型種類株主から 取得すべき当該社債型種類株式を決定する。

### (議決権)

第12条の13 社債型種類株主は、すべての事項 <u>につき株主総会において議決権を行使するこ</u> とができない。

### (株式の併合または分割等)

- 第12条の14 法令に別段の定めがある場合を除 き、社債型種類株式について株式の併合また は分割は行わない。
- 2. 社債型種類株主には、募集株式または募集 新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、 株式または新株予約権の無償割当てを行わない。
- 3. 当会社は、株式移転(当会社の単独による 株式移転に限る。)をするときは、普通株主 等には普通株式に代えて株式移転設立完全親 会社の発行する当会社の普通株式と同種の株 式を、社債型種類株主等には社債型種類株式 に代えて株式移転設立完全親会社の発行する 当会社の社債型種類株式と同種の株式を、そ れぞれ同一の持分割合で交付する。
- 4. 前項に定めるときにおける社債型種類株式 優先配当金および社債型種類株式累積未払配 当金の調整については、各社債型種類株式の 発行に先立って取締役会の決議または取締役

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及 びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(優先順位)

より定める方法による。

第12条の15 各社債型種類株式の社債型種類株 式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当 金および社債型種類株主等に対して分配され る残余財産ならびにA種優先配当金、A種期 中優先配当金およびA種優先株主等に対して 分配される残余財産の支払順位は、同順位と する。

会の決議によって委任された取締役の決定に

2. 各社債型種類株式の社債型種類株式累積未 払配当金および累積未払A種優先配当金の支 払順位は、同順位とする。

第13条~第18条 (現行どおり)

(種類株主総会)

- 第18条の2 第15条、第16条および第18条の規 定は種類株主総会に準用する。
- 2. 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開 催される種類株主総会に準用する。
- 第17条第1項の規定は、会社法第324条第 1項の規定による種類株主総会の決議にこれ を準用する。
- 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを 準用する。
- 5. 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げ る行為をする場合には、法令に別段の定めが ある場合を除き、社債型種類株主を構成員と する種類株主総会の決議を要しない。
- 6. 当会社が以下に掲げる行為をする場合にお いて、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれ があるときは、当会社の株主総会の決議また は取締役会の決議に加え、社債型種類株主を 構成員とする種類株主総会の決議がなけれ ば、その効力を生じない。ただし、当該種類 株主総会において議決権を行使することがで きる社債型種類株主が存しない場合は、この 限りではない。
  - (1) 当会社が消滅会社となる合併または当会 社が完全子会社となる株式交換もしくは 株式移転(当会社の単独による株式移転 を除く。)
  - (2) 当会社の特別支配株主による当会社の他 の株主に対する株式売渡請求に係る当会 社の取締役会による承認

第13条~第18条 (条文省略)

(種類株主総会)

- 第18条の2 第15条、第16条および第18条の規 定は種類株主総会に準用する。
- 2. 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開 催される種類株主総会に準用する。
- 3. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第 1項の規定による種類株主総会の決議にこれ を準用する。
- 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを 準用する。

.の文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 この又番は当代の足承変更及び第1回に真空性現体式に味る売りを繋に関して一板に公表するための記名形式又であり、ロ本回に力を回れます。明めな真 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及 びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。 また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて でおりませませまません。

作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びそ の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第19条~第36条 (条文省略) (現行どおり) 第19条~第36条 附則 (現行どおり) (条文省略) 附則

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及 びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。 また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて 作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

### 別紙2

### 第1回社債型種類株式発行要項(一部)

1. 募集株式の種類

株式会社ゼンショーホールディングス第1回社債型種類株式(以下「第1回社債型種類株式」という。)

2. 募集株式の数

未定

発行価格(募集価格) 未定

3. 発行価格(募集価格) の総額

「発行価格」とは、第1回社債型種類株式の対価として投資家 が支払う1株当たりの金額をいう。

4. 払込金額

未定

5. 増加する資本金およ び資本準備金の額

増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則 第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の 1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、そ の端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の 額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額 とする。

6. 払込期日

未定

7. 申込株数単位

100株

8. 優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、3月31日を基準日として剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回社債型種類株式を有する株主(以下「第1回社債型種類株主」という。)または第1回社債型種類株式の登録株式質権者(以下、第1回社債型種類株主と併せて「第1回社債型種類株主等」と総称する。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。)に先立ち、次号に記載する額の金銭(以下「第1回社債型種類株式優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度に次項に記載する第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(2) 第1回社債型種類株式優先配当金の額

1株につき、その1株当たりの発行価格相当額に、発行決議の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件(※1)を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で決定される配当年率を乗じて算出した額

当該配当年率は、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までは、発行決議により定める固定の基準金利に、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド(以下「当初スプレッド」という。)を加えた率(※2)とし、その後の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッドおよび1パーセントを加えた率とする。ただし、配当年率は、定款の定めに従い、いずれも10パーセントを上限とする。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及 びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集とは販売を行うことはできません。米国における証券の募集では、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- ※1 当該仮条件は、当社が受領する第1回社債型種類株式の 公正価値に関する評価報告書および当社と同程度の信用格 付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債 等の市場価格等を総合的に踏まえて決定する。
- ※2 第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、 発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間 における配当年率は5パーセント以下を想定している。な お、当該水準は、2025年5月13日現在の市場環境等を前提 としており、今後の市場環境等の変化によって、変更され る可能性がある。

### (3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の合計額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本項第(2)号に記載するブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金および第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

### (4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優 先配当金の額および第1回社債型種類株式累積未払配当金の額 の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

9. 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)として剰余金の期中配当をするときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1を限度として取締役会の決議により定める額の金銭(ただし、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日(同日を含む。)から期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭)(以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

### 10. 残余財産の分配 (1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等 に対し、普通株主等に先立ち、以下に記載する額の金銭を支払

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及 びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集とは販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

う。

1株につき、発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積 未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事 業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1 回社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額とし て、発行決議により定める算定方法により算出される額

(2)非参加条項

> 第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の 分配を行わない。

- 11. 優先順位
- 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株 (1)式優先期中配当金および残余財産ならびにA種優先株式に係る A種優先配当金、A種期中優先配当金および残余財産の支払順 位は、同順位とする。
- 各社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金およびA種 優先株式に係る累積未払A種優先配当金の支払順位は、同順位 とする。
- 1 2. 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会におい て議決権を行使することができない。

- 13. 種類株主総会の決議 (1)
- 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場 合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決 権の過半数をもって行う。
  - (2)会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の3分の2以上をもって行う。
  - 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合に は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株 主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
  - 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種 類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の 決議または取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構 成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じな い。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使すること ができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りで はない。
    - (a) 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株 式交換もしくは株式移転(当社の単独による株式移転を除
    - (b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡 請求に係る当社の取締役会による承認
- 14. 取得条項(会社によ る金銭対価の取得)
- 金銭対価の取得条項 (1)

当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日(発行日)(同 日を含む。)から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議 により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議または取締役会 の決議によって委任された取締役の決定により別に定める取得 日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部または一部 を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種

: の文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 るの大きは当社の足板変更及び第1回社頃至種類体式にはる光行登録に関して一般に公表するためのに有光表又にあり、日本国内外を同わり一切の投資 動誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及 びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。 また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて

当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びそ 作成される英文目論見書が用いられます。 の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付する。ただし、当社は、取得日または当該取得に係る振替取得日(以下に定義する。)のいずれかが4月1日から6月30日までのいずれかの日となる取得を行うことができない。

「振替取得日」とは、本項に記載する金銭対価の取得に基づく 振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係 る第1回社債型種類株式の数の増加の記載もしくは記録がなさ れる日または当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社 債型種類株式についての記載もしくは記録の抹消がなされる日 をいう。

### (2) 借換制限

当社は、当社が本項に記載する金銭対価の取得または特定の第 1回社債型種類株主との合意もしくは会社法第165条第1項に規 定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得(以下、金 銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」という。)を行う場合 は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額(以下 に定義する。)につき、借換証券(以下に定義する。)を発行もし くは処分または借入れ(以下「発行等」)することにより資金を 調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。ただし、 発行決議により定める場合を除く。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭 対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額 (以下に定義する。)をいい、借換証券が普通株式以外の場合に は、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額を、当該借換証券について信用格付業者から承認を得 た資本性(パーセント表示される。)で除して算出される金額を いうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発 行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に、信用格付業者から承認を得た払込期日における第1回社債型種類株式の資本性(パーセント表示される。)を乗じた金額をいう。

「借換証券」とは、以下のa. ないしc. の証券または債務をいう。ただし、(i)以下のa. ないしc. のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下のa. またはb. の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社および同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下のb. またはc. の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと信用格付業者から承認を得たものに限る。

- a. 普通株式
- b. 上記a. 以外のその他の種類の株式

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資 勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及 びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- c. 上記a. またはb. 以外の当社のその他一切の証券および債務
- 取得の方法 (3)

本項第(1)号に基づき、第1回社債型種類株式の一部を取得する ときは、取締役会または取締役会の決議によって委任された取 締役が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主か ら取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

- 15. 株式の併合または分(1) 割等
- 法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式に ついて株式の併合または分割は行わない。
  - 第1回社債型種類株主には、募集株式または募集新株予約権の (2)割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割 当てを行わない。
  - 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をする (3)ときは、第1回社債型種類株主等に第1回社債型種類株式に代 えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種 類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付する。この場合 における第1回社債型種類株式優先配当金および第1回社債型 種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定 める方法による。
- 16. 自己の第1回社債型 種類株式の取得に際 しての売主追加請求 権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主と の合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型 種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157 条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知 する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の 規定を適用しないものとする。

# 社債型種類株式(上場型)に関するご説明資料

## ZÉNSHO

株式会社 ゼンショーホールディングス

## 資本性資金調達について



- ■「食を通じて、人類社会の安定と発展に責任をおう」という企業理念を実現するため、「食のインフラ」の構築を通じてこの責任を全うしてまいります。
- そのために当社が「フード業世界一」を目指す上で必要な投資を加速するためには、資本の拡充を通じた財務基盤の強化が必要と考えています。
- 既存株主の皆さまに配慮した形で財務基盤を強化するため、ハイブリッド社債・社債型種類株式(上場型)といったハイブリッド調達(議決権の希薄化が発生しない資本性のある資金調達手法)を実施してまいります。

### 資本拡充の必要性

### 「フード業世界一」を目指すための成長投資加速

- マス・マーチャンダイジング・システムの構築をはじめとした設備投資
- グローバル展開を含むM&Aの加速

### 成長投資を支える財務戦略のあるべき姿

- 積極的な投資を行うためのデットキャパシティ確保
- 機動的な成長戦略を遂行するためのリスクバッファの確保
- 株主価値や財務指標に配慮した財務運営

### 株主価値に配慮した資本拡充が必要

### ハイブリッド調達の活用

■ 議決権の希薄化を発生させず、財務指標への影響に配慮した 資本性調達を実施

### ハイブリッド社債(※1)

本日、訂正発行登録書を提出

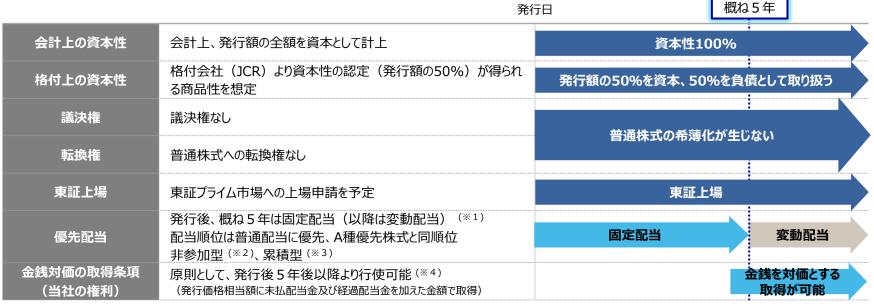
### 社債型種類株式(上場型)

本日、発行のための定款変更を株主総会へ付議することを公表

## 第1回社債型種類株式の特徴



- 社債型種類株式は会社法上の株式であり、会計上の株主資本の増加につながりますが、議決権・普通株式への転換権がありません。
- 第1回社債型種類株式の発行時には、会計上及び格付上の資本を拡充しつつ、既存株主の皆様に配慮した商品性を想定しています。
- 東証プライム市場への上場申請を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図している点が、既存のA種優先株式とは異なり ます。



- ※1 配当年率は、発行後概ね5年間は固定の基準金利に当初スプレッドを加えた率とし、その後は変動の基準金利に当初スプレッド及び1%を加えた率とします。
- ※ 2 社債型種類株式は、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の商品性です。
- ※3 社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」の商品性です。
- ※ 4 当社が社債型種類株式を取得できる具体的な事由については、発行時に定める想定です。

## 財務指標等への効果・影響



- 社債型種類株式は、株式でありながら普通株式に係るROEやEPSへの影響も抑制されます。
   配当や残余財産の分配は普通株式に優先し、優先配当は一定期間、固定配当が支払われ、発行時に定めた優先配当金の支払いに限定されます。
   社債型種類株式は会計上の資本であり、D/Eレシオ等の低下など、財務健全性指標の向上に寄与します。
- なお、普通株式の株主優待に影響を与えることは想定しておりません。
  また、現時点では社債型種類株式の株主に株主優待を付与する予定はありません。

ROE (普通株式は EPS への影響 (普通株式は PBR	(普通株式に係る)	<b>当期純利益 – 優先配当</b> (※1)	
	ROE	自己資本(普通株式)	
	(普通株式に係る) EPS	<b>当期純利益 – 優先配当</b> (※1)	
		発行済株式数(普通株式)	主な影響は優先配当分に限定 (発行前と比較する場合)
	(普通株式に係る)	時価総額(普通株式)	(元1) 別こい我する場合/
	PBR	自己資本 - 社債型種類株式·A種優先株式に係る資本 - 優先配当(※1)	
	D/Eレシオ	有利子負債	时致随会批系点 L C 実 E
		自己資本(社債型種類株式を含む)	財務健全性の向上に寄与
社債型種類株主 への分配	優先配当	普通株式に優先、発行時に決定した配当年率に限定 (発行後、概ね5年は固定配当)	北参加刑の奈見姓
	残余財産の分配	普通株式に優先、発行価格相当額及び優先配当分に限定	非参加型の商品性

※1 普通株式に係るROE及びEPSの計算にあたっては、基礎となる当期純利益より社債型種類株式及びA種優先株式に対する優先配当を減じております。また、普通株式に係るPBRの計算にあたっては、 基礎となる自己資本より社債型種類株式及びA種優先株式に係る資本及び優先配当を減じております。

## 資本性調達手法の比較



- 社債型種類株式は、ハイブリッド社債・ローンと普通株式の双方の特徴を有した資本性調達手法です。
- 東証プライム市場への上場申請を予定しており、発行後には市場等で自由に売買することが可能です。

	ハイブリッド社債・ローン	社債型種類株式 (上場型)	公募増資
会計上の取扱い	負債:100%	資本:100%	資本:100%
格付上の取扱い	資本:50% 負債:50%	資本:50% 負債:50%	資本:100%
議決権の希薄化	希薄化が生じない	<b>希薄化が生じない</b> 議決権/普通株式への転換権なし	希薄化が発生
財務指標への主な影響 (普通株式に係るROE、EPS等)	希薄化が生じない	<b>影響は限定的</b> 発行時に定めた優先配当分に限定	希薄化が発生
配当金の支払い (参加 / 非参加)	非参加型 社債要項に規定された利息に限定	<b>非参加型</b> 発行時に定めた優先配当金に限定	参加型
発行体による取得条項	あり	あり	なし
上場	なし	<b>上場申請予定</b> 東証プライム市場	上場株式 東証プライム市場
NISA口座でのお取引	_	NISA対象	NISA対象

## 免責事項

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

# ZÉNSHO

































































## 社債型種類株式(上場型) に関するQ&A

## ZÉNSHO

株式会社 ゼンショーホールディングス



質問	回答
1. ハイブリッド調達とは何か	■ 種類株式やハイブリッド社債(劣後特約付社債)・ハイブリッドローン(劣後特約付ローン)などの、議決権の希 薄化が発生しない資本性のある資金調達手法です。
2. 今回、定款変更を行う目的は何か	<ul> <li>今後更なる持続的な成長を可能とする事業戦略の遂行を支えるため、資本の充実を通じた財務基盤の強化を図ることが重要であり、種類株式やハイブリッド社債を活用することで、ハイブリッド調達 (議決権の希薄化が発生しない資本性のある資金調達)を実施してまいります。このような考えのもと、主に個人投資家を対象とした「社債型種類株式」が有用な選択肢であると考え、定款変更を行うこととしました。</li> </ul>
3. 社債型種類株式の特徴は何か	<ul> <li>会社法上の株式ですが、株式と社債の中間的性格を有するハイブリッド調達で、商品性はハイブリッド社債に類似しています。</li> <li>社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がなく、「社債」としての側面を有した商品性を想定しています。また、社債型種類株式の配当や残余財産の分配順位は普通株式に優先し、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型です。</li> <li>普通株式とは別に、東証プライム市場への上場申請を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図しています。</li> </ul>



質問	
4. 財務戦略上ハイブリッド調達に期待する役割、 資本構成上の位置付けは	<ul> <li>ハイブリッド調達は、普通株式の発行によって生じる普通株主の議決権の希薄化や普通株式に係るROEやEPSへの影響を抑制(※1)しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりえるものと考えています。</li> <li>社債型種類株式は一般的なハイブリッド社債とは異なり、発行により調達した金額は会計上も資本として計上されるほか、資本コストは発行時に決定される配当年率相当分であるため(※2)、普通株式による増資よりも資本コストを抑制できると考えられます。</li> </ul>
5. ハイブリッド社債・ハイブリッドローンとの類似点 及び相違点は何か	<ul> <li>ハイブリッド社債・ハイブリッドローンと同様、社債型種類株式では、格付会社(JCR)より発行額の50%に対して格付上の資本性の認定を受けられる商品性を見込んでいます。</li> <li>他方で、社債型種類株式では、会計上の自己資本を拡充できる点が異なります。加えて、社債型種類株式は東証プライム市場への上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品(NISA対象)です。</li> </ul>
6.A種優先株式との類似点及び相違点は何か	<ul><li>A種優先株式と同様、社債型種類株式は、会計上の資本性を拡充することができます。</li><li>他方で、A種優先株式は、金融機関からの調達でしたが、社債型種類株式は、東証プライム市場への上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品(NISA対象)です。</li></ul>
7. 過去にハイブリッドローン・A種優先株式による 資本性の調達も行っているが、なぜ定款変更を するのか	<ul> <li>ハイブリッド調達という観点では、ハイブリッドローン・A種優先株式は、金融機関からの調達が中心となります。今回の定款変更は、個人を含む幅広い投資家からも資金を調達することで、会計上の資本拡充を実現する資本性調達資金の選択肢を増やすことが目的です。</li> <li>なお、社債型種類株式と、ハイブリッド社債、ハイブリッドローン、A種優先株式への利払・配当を行う場合には、同順位での支払いを想定しています。</li> </ul>

<sup>※1</sup> 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より社債型種類株式及びA種優先株式に係る部分(払込金額及び優先配当金)を控除して計算することを想定した場合となります。

<sup>※2</sup> 第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は5%以下を想定しています。なお、当該水準は、2025年5月13日現在の市場環境等を前提としており、今後の市場環境等の変化によって、変更される可能性があります。



質問	回答
8. 普通株主にデメリットが生じないか	<ul> <li>議決権や普通株式への転換権がないため、普通株主の議決権の希薄化が生じません。</li> <li>発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。</li> <li>普通株式による公募増資に比べて、普通株式に係るROEやEPS等への影響に配慮(※1)した調達手法です。</li> </ul>
9. 社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えないか	■ 当社グループは、株主の皆様に対する安定した利益還元を経営の重要施策の一つと考え、積極的な業容の拡大と 内部留保金の充実を図りながら、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。したがって、第1回社 債型種類株式の発行を行ったとしても、普通株式の配当方針に影響を与えることは想定しておりません。
10. 社債型種類株式の発行が普通株式の株主 優待に影響を与えないか	■ 普通株式の株主優待に影響を与えることは想定しておりません。なお、現時点では社債型種類株式の株主に株主 優待を付与する予定はありません。
11. 買収防衛策として利用されないか	<ul><li>社債型種類株式は、議決権や普通株式への転換権がないため、買収防衛策に利用できる性質ではなく、当社においてそのような想定もありません。</li><li>社債型種類株式を無償割当等で普通株主に割り当てることも想定していません。</li></ul>
12. どのような発行形態を想定しているか	<ul><li>発行する場合には、国内における一般公募を通じ、個人投資家をはじめとする幅広い投資家にご投資いただくことを 想定しています。</li><li>当社の普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しています。</li></ul>

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より社債型種類株式及びA種優先株式に係る部分(払込金額及び優先配当金)を控除して計算することを想定した場合となります。



質問	
13. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	<ul> <li>現時点では発行時期を含めて決定している事実はなく、未定となります。</li> <li>ただし、今般の社債型種類株式に係る定款変更が株主総会において承認された際には、当社の財務戦略・資本政策に基づき、市場環境に鑑みて発行時期及び金額を検討することを想定しています。</li> <li>なお、2025年5月13日付の第1回社債型種類株式に係る発行登録において、発行額は最大500億円と設定しており、定款変更案においては、第1回社債型種類株式の発行数の上限を1,000万株としております。</li> </ul>
14. 発行後概ね5年間の優先配当年率を5% 以下と想定する考え方は	<ul> <li>資本と負債の中間の位置付けの商品性を踏まえつつ、類似する社債型種類株式・ハイブリッド社債の市場価格等を総合的に勘案し、設定しています。なお、当該水準は、2025年5月13日現在の市場環境等を前提としており、今後の市場環境等の変化によって、変更される可能性があります。</li> </ul>
15. 東証プライム市場への上場を検討する理由は	■ 幅広い投資家に投資いただく上で、東証プライム市場への上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えたためです。
16. 5年後に、第1回社債型種類株式を現金対価で取得(コール)する予定なのか	<ul> <li>当社が今後、第1回社債型種類株式を発行した際に、発行日の5年後以降に現金対価で取得(コール)するか否かは、その時点の事業・財務状況や市場環境等を総合的に勘案して判断します。</li> <li>なお、ハイブリッド調達の市場慣行として、多くの投資家が当社による取得(コール)が可能となる発行日の5年後から配当がステップアップするタイミングまでに、当社による取得(コール)が行われることを期待している点は十分に認識しております。</li> </ul>
17. 複数回号を設定しているが、具体的な発行は どのように考えているか	<ul> <li>現時点では第1回を含め、発行時期について決定している事実はなく、将来、資本拡充の必要性が生じた際に、機動的な発行を実現することを目的に、第10回までの授権枠を確保しています。</li> <li>この他、当社が第1回社債型種類株式を現金対価で取得(コール)する場合には、原則として同等以上の資本性調達を行う必要がある内容を想定しているため、当該取得に伴い同様の社債型種類株式を発行することも考えられます。</li> </ul>

## 免責事項

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

# ZÉNSHO































































